

## 京都市告示第 137 号

都市計画法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定したので，法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 18 年 7 月 24 日

京都市長 榊 本 頼 兼

### 1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

### 2 都市計画を定める土地の区域

京都市中京区饅頭屋町，七観音町，骨屋町，橋弁慶町，占出山町，烏帽子屋町，鯉山町，山伏山町，菊水鉾町，了頓凶子町，玉蔵町，姥柳町，天神山町，観音堂町，三条町，六角町，百足屋町，西六角町，不動町及び西錦小路町

京都市中京区梅忠町，堂之前町，一蓮社町，元法然寺町，場之町，手洗水町，箒町，柿本町，御倉町，役行者町，衣棚町，町頭町，小結棚町，釜座町，炭之座町及び姉西洞院町並びに下京区函谷鉾町，月鉾町及び郭巨山町の各一部

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）